

税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて 新旧対象条文

改 正 案	現 行
<p>税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて（平成15年2月28日財関第196号）</p> <p>第1章 税関手続申請システムによる手続等 （税関手続申請システム） 1-1（省 略） （手続の指定） 1-2（省 略） （システムによる通知） 1-3（省 略） （システムの使用） 1-4（省 略）</p> <p>第2章 利用申込手続等 （利用申込手続） 2-1（省 略） （システム利用規約） 2-2（省 略） <u>（EDI接続申込み）</u> 2-3 <u>利用者が、自社システムで作成したEDI電文（電子データ交換用電文）をシステムに係る入出力用プログラムを使用せずに送受信すること（以下「EDI接続」という。）を希望する場合の申込手続は、次による。</u> <u>（1）システム新規申込者</u></p>	<p>税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて（平成15年2月28日財関第196号）</p> <p>第1章 税関手続申請システムによる手続等 （税関手続申請システム） 1-1（省 略） （手続の指定） 1-2（省 略） （システムによる通知） 1-3（省 略） （システムの使用） 1-4（省 略）</p> <p>第2章 利用申込手続等 （利用申込手続） 2-1（省 略） （システム利用規約） 2-2（省 略） <u>（EDI接続申込み）（追 加）</u> 2-3（追 加）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>2 - 1 (1)の届出の時に、「調査票」の「利用者側ダイヤルアップ電話番号」欄にE D I 接続の際に使用する電話番号を記入させる。</u></p> <p><u>(2) システム既利用者</u></p> <p><u>「調査票」(変更)の「利用者側ダイヤルアップ電話番号」欄にE D I 接続の際に使用する電話番号を記入させ、当該調査票を提出させる。</u></p> <p><u>(E D I 接続試験申込み)</u></p> <p><u>2 - 4 新規にE D I 接続を行う場合は、税関手続申請システム利用規約第5条に規定する接続試験をあらかじめ行うこととし、その申込手続は、次による。</u></p> <p><u>(1) 申込みの方法</u></p> <p><u>別紙様式3「接続試験申込書」に必要事項を記入させ、システム担当に1部提出させる。</u></p> <p><u>(2) システム担当の処理</u></p> <p><u>システム担当は、「接続試験申込書」を確認後、別紙様式4「接続試験確認書」に接続試験日時を記入し、(1)擬似データ、(2)接続試験業務入力可否一覧、(3)接続試験可能業務フロー図及び(4)接続試験内容の留意事項を添付の上、申込者に送付する。</u></p> <p>(別紙様式1) 税関手続申請システム(登録、変更、解除)依頼票(省略)</p> <p>(別紙) 利用者情報調査票(登録、変更、解除)(別添1 - 1参照)</p> <p>(別紙1) 利用者情報調査票の記載要領等について(別添2 - 1参照)</p>	<p><u>(E D I 接続試験申込み) (追 加)</u></p> <p><u>2 - 4 (追 加)</u></p> <p>(別紙様式1) 税関手続申請システム(登録、変更、解除)依頼票(省略)</p> <p>(別紙) 利用者情報調査票(登録、変更、解除)(別添1 - 2参照)</p> <p>(別紙1) 利用者情報調査票の記載要領等について(別添2 - 2参照)</p>

改 正 案	現 行
<p>(別紙様式2) C u P E S 登録確認票 (別添3 - 1 参照)</p> <p>(別紙様式3) 接続試験申込書 (別添4 参照)</p> <p>(別紙様式4) 接続試験確認書 (別添5 参照)</p> <p>(別紙2) 税関手続申請システム (C u P E S) 登録等受付一覧表 (送付一覧表) (省 略)</p> <p>(別紙3) 税関手続申請システム利用規約 (目的) 第1条 (省 略) (定義) 第2条 (省 略) 一~十 (省 略) <u>十一 「 E D I 接続」とは、利用者が、自社システムで作成した E D I 電文 (電子データ交換用電文) を入出力用プログラムを使用せずにシステムに送受信する方法をいう。</u> <u>十二 「 E D I 仕様」とは、財務省関税局が定める E D I 接続のための仕様をいう</u> 一</p> <p>(設備等) ~ (システム利用者の責務) 第3条 ~ 第4条 (省 略)</p>	<p>(別紙様式2) C u P E S 登録確認票 (別添3 - 2 参照)</p> <p>(別紙様式3) 接続試験申込書 (追 加)</p> <p>(別紙様式4) 接続試験確認書 (追 加)</p> <p>(別紙2) 税関手続申請システム (C u P E S) 登録等受付一覧表 (送付一覧表) (省 略)</p> <p>(別紙3) 税関手続申請システム利用規約 (目的) 第1条 (省 略) (定義) 第2条 (省 略) 一~十 (省 略) <u>十一 (追 加)</u> <u>十二 (追 加)</u></p> <p>(設備等) ~ (システム利用者の責務) 第3条 ~ 第4条 (省 略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(E D I 接 続)</p> <p><u>第 5 条</u> 新規に E D I 接 続 を 行 お う と す る 者 は、 E D I 仕 様 に 則 り 自 社 シ ス テ ム を 構 築 し、 E D I 仕 様 に 定 め る 接 続 試 験 を 行 わ な け れ ば な ら ない。</p> <p>(シ ス テ ム の 利 用 時 間)</p> <p><u>第 6 条</u> (省 略)</p> <p>(シ ス テ ム の 停 止)</p> <p><u>第 7 条</u> (省 略)</p> <p>(禁 止 事 項)</p> <p><u>第 8 条</u> (省 略)</p> <p>(免 責 事 項)</p> <p><u>第 9 条</u> (省 略)</p> <p>(セ キ ュ リ テ ィ 対 策)</p> <p><u>第 1 0 条</u> シ ス テ ム 利 用 者 は、 シ ス テ ム の 利 用 に 際 し 自 己 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に つ い て、 <u>ウ ィ ル ス 対 策 ソ フ ト を 導 入 す る 等 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 に 努 め な く て は な ら ない。</u></p> <p>(本 利 用 規 約 の 改 正)</p> <p><u>第 1 1 条</u> (省 略)</p>	<p>(E D I 接 続)</p> <p><u>第 5 条</u> (追 加)</p> <p>(シ ス テ ム の 利 用 時 間)</p> <p><u>第 5 条</u> (省 略)</p> <p>(シ ス テ ム の 停 止)</p> <p><u>第 6 条</u> (省 略)</p> <p>(禁 止 事 項)</p> <p><u>第 7 条</u> (省 略)</p> <p>(保 証 及 び 免 責)</p> <p><u>第 8 条</u> (省 略)</p> <p>(セ キ ュ リ テ ィ 対 策)</p> <p><u>第 9 条</u> シ ス テ ム 利 用 者 は、 シ ス テ ム の 利 用 に 際 し 自 己 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に つ い て、 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 に 努 め な く て は な ら ない。</p> <p>(本 利 用 規 約 の 改 正)</p> <p><u>第 1 0 条</u> (省 略)</p>

改 正 案	現 行
(保守等によるシステムの停止) 第 <u>12</u> 条(省略)	(保守等によるシステムの停止) 第 <u>11</u> 条(省略)